

障がい者相談支援従事者現任研修 受講(更新)の例

(特非)長野県相談支援専門員協会

初任研修了年度	年度 (平成)												年度 (令和)																		
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
18年度	初													元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
19年度		初												元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
20年度			初											元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
21年度				初										元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
22年度					初									元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
23年度						初								元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
24年度														元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
25年度														元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
26年度														元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
27年度														元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
28年度														元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
29年度														元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
30年度														元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18

平成21年度に  
初任研修修了

平成24年度に  
現任研修修了  
(1回目の更新)

2回目の更新は  
受講期間が5年超過でも  
この期間内であればOK

3回目の更新も  
受講期間が5年超過でも  
この期間内であればOK

4回目の更新も  
受講期間が5年超過でも  
この期間内であればOK

**「5年ごとに更新」とは…**

- ※初任者研修を修了した年度の翌年度を起算として5年以内に現任研修を修了しないと、資格は失効します（第1回更新期間内）。
- ※例えば、初任者研修を平成21年度に修了した方が、現任研修を平成24年度に修了した場合、次の現任研修を平成27年度から令和元年度の間修了すれば資格は失効しません（受講期間が5年を超過していますが、問題はありません）。
- ※初任者研修修了年度の翌年を起点として、その後5年間の各更新期間内に1回ずつ現任研修を受講・修了し続ける事で、資格は更新され続けます。
- ※長野県相談支援専門員協会では、正会員の方に「更新通知」を致しておりますが、原則としてご自身の責任で更新時期をご確認ください。